

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第40号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（平成12年静岡県規則第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（ソフトウェアの種類）</u></p> <p><b>第3条</b> <u>省令第21条のフレキシブルディスクに記録するために使用するソフトウェアは、知事が別に定める。</u></p> <p><u>（フレキシブルディスクにはり付ける書面の記載事項）</u></p> <p><b>第4条</b> <u>省令第24条の規定によりフレキシブルディスクにはり付ける書面には、同条各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>申請書の名称</u></p> <p>(2) <u>フレキシブルディスクに記録するために使用したソフトウェアの名称</u></p> <p><b>様式第6号</b> （略）</p> <p><u>フレキシブルディスクによる栄養士免許申請書</u></p> <p>（略）</p> <p>別添の<u>フレキシブルディスク</u>により、栄養士の免許を受けたいので申請します。</p> <p><b>様式第7号</b> （略）</p> <p><u>フレキシブルディスクによる</u><sup>栄</sup><u>栄養</u><sup>士</sup></p> <p><u>養士名簿訂正</u><sup>申請書</sup> <u>士免許証書換え交付</u></p> <p>（略）</p> <p>別添の<u>フレキシブルディスク</u>により、<sup>栄</sup><u>栄養</u><sup>士</sup></p>	<p><b>第3条</b> 削除</p> <p><u>（電磁的記録媒体に貼り付ける書面等の記載事項）</u></p> <p><b>第4条</b> <u>省令第21条第1項に規定する電磁的記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）又は省令第22条の規定により電磁的記録媒体に貼り付ける書面には、同条各号に定めるもののほか、申請書の名称を記載しなければならない。</u></p> <p><b>様式第6号</b> （略）</p> <p><u>電磁的記録媒体による栄養士免許申請書</u></p> <p>（略）</p> <p>別添の<u>電磁的記録媒体</u>により、栄養士の免許を受けたいので申請します。</p> <p><b>様式第7号</b> （略）</p> <p><u>電磁的記録媒体による</u><sup>栄</sup><u>養士</u><sup>免許</sup></p> <p><u>名簿訂正</u><sup>申請書</sup> <u>証書換え交付</u></p> <p>（略）</p> <p>別添の<u>電磁的記録媒体</u>により、<sup>栄</sup><u>養士</u><sup>名簿の</sup> <sup>栄</sup><u>養士</u><sup>免許証</sup></p>

名簿の登録事項に変更があったので申請します。  
免許証の記載事項

様式第8号 (略)

フレキシブルディスクによる栄養士名簿登録抹消申請書

(略)

別添のフレキシブルディスクにより、栄養士名簿登録抹消をしたいので申請します。

様式第9号 (略)

フレキシブルディスクによる栄養士免許証再交付申請書

(略)

別添のフレキシブルディスクにより、栄養士免許証の再交付を受けたいので申請します。

登録事項に変更があったので申請します。  
の記載事項

様式第8号 (略)

電磁的記録媒体による栄養士名簿登録抹消申請書

(略)

別添の電磁的記録媒体により、栄養士名簿登録抹消をしたいので申請します。

様式第9号 (略)

電磁的記録媒体による栄養士免許証再交付申請書

(略)

別添の電磁的記録媒体により、栄養士免許証の再交付を受けたいので申請します。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の栄養士法施行細則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の栄養士法施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。